

基礎疾患を有する方および

高齢者施設等従事者の優先接種について



優先接種の申請

阿南市では、64歳以下の方の接種について国が示している接種順位に応じて順次接種を進めていく予定です。

基礎疾患を有する方については、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いことから、優先接種の対象となります。

高齢者施設等の従事者については、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後も高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑制する対応を行う必要があることから、優先接種の対象となります。その他の方については、7月中旬以降に、予約時期を調整するため年齢階層ごとに発送します。

基礎疾患を有する12歳以上64歳以下の方(昭和32年4月2日以降に生まれた方)

かかりつけ医に接種可能かご相談の上、接種を受けるかどうか決めてください。接種を希望される方は、事前に申請してください。(診断書等の提出は不要)

申請受付後、接種券を住民登録している住所へ封書で郵送します。また、基礎疾患の確認は本人からの申告と接種前の予診で行います。

高齢者施設等従事者

(昭和32年4月2日以降に生まれた方)

下記の高齢者施設等の従事者で、接種を希望される方は、事前に申請してください。

申請受付後、接種券を住民登録している住所へ郵送します。接種時には、高齢者施設等から交付された「(従事していること)証明書」が必要となりますので、ご持参ください。

申請方法等について

期間 7月8日(木)まで

※申請期間経過後も受付は可能です。

申請方法

①窓口申請

市内接種実施医療機関、市役所1階多目的スペース、各支所、住民センター

②郵送申請

《送付先》〒774-8501
富岡町トノ町12番地3
阿南市コロナワクチン対策チーム

※高齢者施設等のうち、市内施設従事者の方は、希望する従事者一覧を施設ごとに作成し、申請できます。

申請書配布場所

●基礎疾患を有する方用 市内接種実施医療機関、市役所1階 多目的スペース、各支所、住民センター

●高齢者施設等従事者用 市ホームページより印刷してご利用ください。

接種券発送時期

受付後順次発送

予約方法

各自でご予約ください。詳しくは、接種券に同封の「接種実施医療機関一覧」をご覧ください。

※1回目の接種日に12歳に達していないと接種できません。

※ファイザー社製ワクチンは12歳以上、モデルナ社製ワクチンは18歳以上が接種対象です。

問い合わせ

阿南市コロナワクチン予約・相談窓口

☎0884-22-1499
午前9時～午後6時
(土、日、祝日も対応)

※コールセンターへの電話でお掛け間違いにより、一般の方へご迷惑をお掛けする事象が発生しています。お掛け間違いのないようお願いいたします。



※令和3年6月18日現在の情報に基づいて
します。

基礎疾患を有する方とは、 次のいずれかに当てはまる方です。

1 左記の病気や状態の方で、通院または入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

2 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)}^2} \div \text{身長(m)}$$

高齢者施設等従業者の範囲

高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等において、利用者に直接接する職員(市町村の判断により、一定の居宅サービス事業所等および訪問系サービス事業所等の従業者も含まれます)

1 高齢者が入所・居住する左記の施設

- ・ 介護保険施設
- ・ 居住系介護サービス
- ・ 老人福祉法による施設
- ・ 高齢者住まい法による住所
- ・ 生活保護法による保護施設
- ・ 障害者総合支援法による障害者支援施設
- ・ その他の社会福祉法などによる施設

2 居宅サービス・訪問系サービス

居宅サービス等(介護)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護ほか

訪問系サービス等(障害福祉)

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護ほか

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(第3・1版)」(15～17ページ)をご覧ください。